

# 甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策及び防災・減災対策の一環とし地球環境への負荷の少ない太陽光エネルギーの利用を促進するため、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電設備蓄電池を設置した者に対し、予算の範囲内で住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、甘楽町補助金等に関する規則（昭和37年甘楽町規則第3号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象設備)

第2条 補助の対象となる住宅用太陽光発電設備蓄電池（以下「対象設備」という。）は、別表に掲げる設備とする。

## (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に居住し、自ら居住するための住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に新たに対象設備を設置し、又は対象設備の設置された住宅を新たに購入し、当該住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住所としていること。
  - (2) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、町税等の納付すべき金額を滞納していないこと。
  - (3) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、甘楽町暴力団排除条例（平成24年甘楽町条例第1号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
  - (4) 補助対象者及び対象設備を設置した住宅又は新たに購入した住宅が、この要綱による補助金を過去に受けたことがないこと。
- 2 対象設備を設置した住宅又は新たに購入した住宅が、補助対象者の所有物でない場合又は共有者がいる場合は、書面による所有者又は共有者の対象設備の設置及び補助金の交付を受けることに対する承諾を受けていなければならない。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象設備の最大出力（kwh表示とする。）に1万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

## (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して対象設備の設置を完了した日又は対象設備の設置された住宅を購入した日から10月以内（対象設備の設置を完了した日又は対象設備の設置された住宅を購入した日が5月1日から5月31日の間である場合には11月以内）に町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置又は対象設備の設置された住宅の購入に関する契約書の写し
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、税等の滞納がないことを証明する書類。ただし、税等に関する情報を町が所有する公簿等により町職員が確認することに同意する場合は不要とする。
- (3) 補助対象者が、申請書を提出する日の属する年の1月1日（以下この号において「賦課基準日」という。）以降に町に転入した者であるときは、賦課基準日に住所を有した市区町村に税等の滞納がないことを証する書類
- (4) 対象設備が設置された状況がわかる住宅を含めた写真
- (5) 所有者又は共有者の対象設備の設置及び補助金の交付を受けることに対する承諾書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付申請の受付)

第6条 町長は、4月1日から翌年2月末日までの間、申請書を受け付ける。

- 2 町長は、受け付けた申請書に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、前項の規定にかかわらず申請書の受付を停止することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、甘楽町住宅用太陽光発電設備蓄電池設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
(2) この要綱の規定に違反したとき。  
(3) 法定耐用年数の期間内において、町長の承認を得ないで対象設備を処分したとき。

(調査及び協力)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、対象設備について、利用状況等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の求めがあったときは、速やかに協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象設備	設備要件
定置用住宅用太陽光発電設備蓄電池システム	(1) 蓄電池容量の合計が1kWh以上であること (2) 未使用品であること (3) 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること (4) 蓄電池から供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の住宅で使用（自家消費）され太陽光発電設備により発電される電力を繰り返し、充放電できるものであること (5) 令和5年4月1日以降に設置したものであること